

障害福祉サービス事業所の管理者 様
障害者支援施設長 様
児童発達支援センター長 様
障害児通所支援事業所の管理者 様
障害児入所施設長 様
地域相談支援事業所の管理者 様

新潟県福祉保健部障害福祉課長

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の届出について（通知）

福祉・介護職員等処遇改善加算については、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」（令和8年3月31日付け障障発 0331 第1号及びこ支障第78号）に基づき、毎年度届出を行う必要があります。

令和8年度の本加算の届出については、下記のとおり書類の提出をお願いします。

なお、**今回の提出対象は令和8年4月または5月から算定する障害福祉サービス事業者等**となります。4月または5月から算定せず、6月以降に算定する障害福祉サービス事業者等については提出期限が異なることから別途通知しますので、御承知おきください。

記

1 提出書類

書類名	提出する事業者等
○福祉・介護職員等処遇改善加算計画書 (別紙様式2-1から別紙様式2-3)	全ての障害福祉サービス事業者等
○特別な事情に係る届出書 (別紙様式5)	事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合
○体制等状況一覧表等 ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号) ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(新潟県・別紙1)	令和8年4月または5月から新規に処遇改善加算を算定し始める場合又は処遇改善加算の区分を変更する場合

2 提出期限

令和8年4月15日（水）

※期限を過ぎた場合は令和8年4月または5月からの算定ができませんので、必ず期限内の提出をお願いします。

3 提出方法

新潟県電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30338

- ※1 提出期限を過ぎると申し込みができませんので、御注意ください。
- ※2 福祉・介護職員等処遇改善加算の変更のみの場合に限り、体制等状況一覧表等も新潟県電子申請システムにより提出できます。
- ※3 加算の届出先は指定権者であるため、新潟市に所在する障害福祉サービス事業者等または計画相談支援事業者、障害児相談支援事業者並びに基準該当事業者等は、各指定権者（市町村）へ提出してください。
- ※4 複数の事業所等を一括して届け出る場合で、複数の指定権者に指定を受けている場合は、同一の計画書の基本情報入力シートの提出先の欄を修正の上、各指定権者へ提出してください。

4 変更届出書の提出について

既に提出した処遇改善計画書について変更があった場合は、変更届出書の提出が必要となります。なお、提出方法などについては別途通知します。

5 留意事項

- (1) 届出内容を証明する資料の保管及び掲示について
計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び書類を適切に保管し、提出を求められた場合に速やかに提示できるようにしてください。
- (2) 令和8年度の最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、実績報告書を提出してください。実績報告の際に、賃金改善額が加算算定額を下回る場合は、全額返還になりますので、御注意ください。実績報告の提出については、別途通知します。
- (3) 厚生労働省コールセンターにおいて、障害福祉サービス等施設・事業所からの問合せ対応を行っていますので、御活用ください。

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日・祝日含む））

<参考：福祉・介護職員等処遇改善加算計画書の提出期限>

加算を申請する月	期限
<p>令和8年4月及び5月分を申請する事業者</p> <p>※6月以降の申請に係る処遇改善計画（新設されるサービス（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援）の障害福祉サービス等事業所（以下「加算新設事業所」という。）分を含む）もあわせて提出</p>	<p>令和8年4月15日</p>
<p>加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月及び5月分は申請せず令和8年6月又は7月以降分から申請する事業者</p>	<p>令和8年6月15日</p>

新潟県福祉保健部障害福祉課
自立支援係 担当：今村
TEL：025-280-5918
Mail：ngt040260@pref.niigata.lg.jp